

インボイス導入 小規模事業者

消費税負担 2割に半減

政府、与党は三十日、来年十月のインボイス（適格請求書）導入で小規模事業者が消費税を納税することを選択した場合、来年十月から三年間、納税額を客から受け取った消費税の一割に軽減する方針を固めた。一万円未満の取引はインボイスを不要とし、事務負担も緩和する。1013年度の与党税制改正大綱に盛り込む。

3年間、政府方針

たな税負担を当面は軽くし、制度の円滑な導入を目指す。

年間売上高一千万円以下の事業者を対象に税負担を軽減する。例えば消費税率10%の商品を五百万円売り上げた事業者は、客から五

事務負担の緩和は、売上高が一億円以下の事業者が対象。来年十月から六年間、一万円未満の仕入れについてはインボイスを保存しておかなくても、帳簿があれば仕入れ税額控除を受けられるようにす

る声もあるが、宮沢氏は「手は加えるが延期という手はない。来年の施行後に問題点が出てきた時には柔軟に対応していく」と述べた。

自民党的宮沢洋一税制調査会長と公明党的西田実仁税制調査会長がそれぞれの会合後に記者団に明らかにした。

インボイスは品目ごとの税率や税額を記した書類。来年十月以降はインボイスがないと事業者は自身が支払った消費税を客から受け取った消費税から差し引けなければならない。

インボイス（適格請求書）売り手の企業が買い手の企業に対し、消費税の適用税率や額を正確に伝える書類。英語表記は「Invoice」で、本来は貿易の取引内容を記した送り状を意味する。食品などが8%、その他が10%という複数税率の下、事業者が消費税の納税額を正確に計算するため来年10月に導入される。発行する事業者は税務署に登録する必要がある。

十万円の消費税を受け取る。仕入れ時に取引先へ支払った消費税二十万円を差し引き、三十万円が本来の納税額となるが、今回の軽減措置により五十万円の二割である十万円で済む。

商取引では買い物が代金の入金時にかかる手数料をあらかじめ差し引いて決済することがある。これを売り手が値引きとして処理する場合、「返還インボイス」と呼ばれる追加書類を発行する必要があるが、値引きが一万円未満の場合には書類を不要とする。

インボイスは延期を求めることは加えるが延期という手はない。来年の施行後に問題点が出てきた時には柔軟に対応していく」と述べた。